

報告第三号

地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した杉並区特別  
区税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、平成  
十六年三月三十一日、杉並区特別区税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分し  
たので、同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

平成十六年六月八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区条例第二十一号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）の一部を次のように改正す  
る。

第十一条第二項中「二十四万円」を「二十二万円」に改める。

附則第二条の三第一項中「三十六万円」を「三十五万円」に改める。

附 則

第一条 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

第二条 この条例による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成十六年度以後の年度分の区民税について適用し、平成十五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 平成十六年度分の区民税に限り、平成十六年三月三十一日において改正前の杉並区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第十一条第二項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第二十四条第一項本文の規定による申告書の提出を要しなかつた者（同項ただし書に規定する者に限る。）で、平成十六年四月一日において新たに当該年度分の新条例第二十四条第一項本文の規定による申告書の提出を要することとなつたものに係る同項の規定の適用については、同項中「三月十五日」とあるのは「平成十六年四月三十日」とする。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料 1

新 条 例	旧 条 例
<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に十二万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(区民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第二条の三 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第十六条の規定により算定した総所得</p>	<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に二十四万円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>(区民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第二条の三 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第十六条の規定により算定した総所得</p>

金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十五万円を加算した金額）以下である者に対しては、第十条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2  
略

金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十六万円を加算した金額）以下である者に対しては、第十条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2  
略

杉並区特別区税条例の改正点

税目	改正内容	関係条項	適用関係
特別区	<p>1 均等割の非課税限度額の引下げ</p> <p>改正後 合計所得金額 35万円×家族数 + 加算額 22万円</p> <p>改正前 合計所得金額 35万円×家族数 + 加算額 24万円</p>	<p>区税条例 第 11 条 地方税法 第 295 条 地方税法施行令 第 47 条の 3</p>	<p>平成 16 年度 分から適用</p>
	民税	<p>2 所得割の非課税限度額の引下げ</p> <p>改正後 総所得金額等 35万円×家族数 + 加算額 35万円</p> <p>改正前 総所得金額等 35万円×家族数 + 加算額 36万円</p>	<p>区税条例 附則第 2 条の 3 地方税法 附則第 3 条の 3</p>

- ・ 家族数とは、控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数をいう。
- ・ 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算する。